

技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会開催要綱

1 趣旨

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）等において、技能労務職員の給与は民間の給与水準に比べて高いのではないかという指摘がある。これに対応して、各地方公共団体においてもその見直しに向けた取組をより一層進める必要がある。こうした取組に資するため、技能労務職員の給与決定の基本的考え方を整理するとともにその具体的な反映手法等について研究する。

2 名称

本研究会の名称は、「技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会」（以下「研究会」という。）とする。

3 研究内容

研究会は、技能労務職員の給与に関する以下の項目について調査研究を行う。

- (1) 給与決定原則を踏まえ、給与決定の基本的考え方の整理及びその具体的な反映手法等について
- (2) 給与決定手続において改めて留意すべき事項について
- (3) その他研究会で設定するもの

4 研究会構成員

研究会構成員は別紙のとおりとする。

5 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

6 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による研究会資料等の作成を行わせることができる。

7 雑則

- (1) 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室に事務局を置く。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。